

平成 30 年 6 月
農 林 水 産 省
消費・安全局動物衛生課

フランスからの生鮮豚肉の輸入について (ムールト・エ・モゼール県、モゼール県及びバラン県の 豚コレラの清浄性に関するリスク評価の概要)

1. 背景

- (1) フランスから我が国に輸入される生鮮豚肉については、2002 年 12 月以降、豚コレラに係るゾーニングを認め、我が国が豚コレラ清浄地域と認めた地域からのみの輸入を認めている。
- (2) 2012 年 2 月、フランスから、我が国が豚コレラ清浄地域として認めていないムールト・エ・モゼール県などの 3 県（以下「当該 3 県」という。）からの生鮮豚肉の輸入再開の要請があった。
- (3) このため、今般、当該 3 県における豚コレラ防疫対策及びサーベイランスの状況等について情報収集し、当該 3 県からの生鮮豚肉の輸入を再開した場合の我が国への豚コレラの侵入リスクについて、定性的な評価を行った。

2. 当該 3 県における豚コレラに関する情報

- (1) 地理的状況
当該 3 県は全てフランスの北東部に位置しており、バラン県はドイツと、モゼール県はドイツ及びルクセンブルクと、ムールト・エ・モゼール県はルクセンブルク及びベルギーと国境で接している。
- (2) 診断体制
豚コレラの診断は、エライザ法（血清学的検査）及びリアルタイム PCR 法（ウイルス学的検査）を基本とし、さらなる検査が必要な場合には、中和抗体検査、ウイルス分離検査、蛍光抗体法などが実施される。エライザ法は地方診断施設において行われ、更なる確定検査は豚コレラのナショナルリファレンスラボラトリーである ANSES Ploufragan において実施される。
- (3) 豚コレラ発生時の防疫対応
EU 指令 2001/89/EC により、豚コレラが飼養豚で発生した場合の防疫対応が定められているとともに、野生イノシシで豚コレラの発生が確認された場合についても、感染区域などを設定し、生きた豚等の移動制限、飼育豚における飼養衛生管理の強化、飼育豚及び野生イノシシにおけるサーベイランスの強化等を実施することとされている。
- (4) 豚コレラの発生状況
ア 飼育豚：飼育豚については、2002 年 4 月にモゼール県チオンヴィル地方（ドイツとの国境付近）にある養豚場 1 件で発生が確認（ウイ

ルス分離陽性) され、原因は野生イノシシとの接触と推定。その後、同国において飼育豚における本病の発生は確認されていない。

イ 野生イノシシ：2002年以降、感染区域内において2007年まで発生が確認。ただし、2007年5月以降、野生イノシシにおける発生は確認されていない。

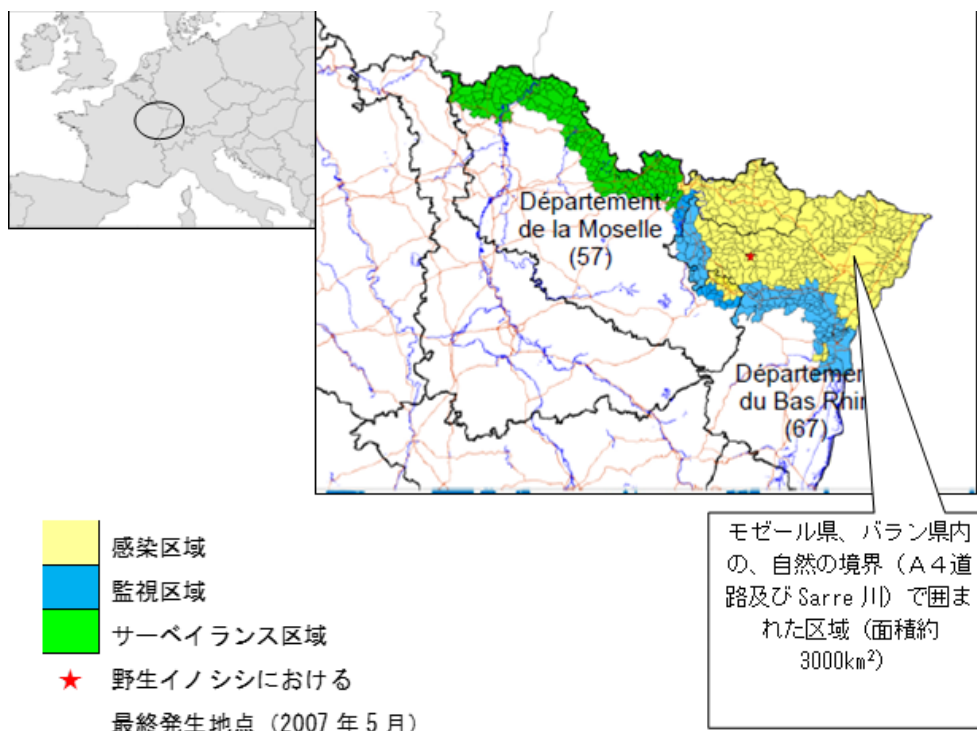
(5) 野生イノシシへのワクチン投与及びサーベイランスの状況

ア ベイトワクチンの投与：野生イノシシでの発生を受け、同国当局は感染区域、サーベイランス区域、監視区域を設定し、感染区域内で野生イノシシに対するワクチン投与を開始した。使用されたワクチンはC-strainの弱毒生ワクチンであり、ベイト(えさ)ワクチンとして年3回、2004年12月～2010年7月の間に狩猟者によって散布された。

写真1 実際に使用されたベイトワクチン



図1 感染区域、監視区域、サーベイランス区域



イ サーベイランスの状況：近年においても、2017年2月まで感染区域内において狩猟期間（9月～翌年2月）に野生イノシシを対象としたアクティブサーベイランスを実施してきた結果、ウイルス学的検査は全て陰性であったことに加え、血清学的検査についても、2009年頃には70～80%あった抗体陽性率が、2015/16年度にはわずか0.3%にまで減少した。

ワクチン接種後数年間が経過した後についても若齢個体において抗体陽性事例が散見され続けたことについて、同国当局が2013年に集中的な捕獲調査やサーベイランスを実施した。その結果、当局は、当該抗体陽性事例については、野外ウイルスの循環によるものではなく、ワクチン投与期間中に散布されたベイトワクチン（60万個/年）を複数回摂取した母豚が高い抗体価を有し続け、生まれてくる子イノシシに移行抗体として付与されたものだという見解を示している。

表1 野生イノシシのサーベイランス計画

時期	対象区域	サーベイランス対象
2013年10月まで	感染区域	全ての狩猟されたイノシシ及び死亡イノシシ
2013年10月から 2015年9月まで	感染区域	狩猟されたイノシシのうち、 18ヶ月齢以下かつ体重40kg 以下のもの
2015年9月から 2017年1月まで	感染区域内の中心部 (森林部分)	狩猟されたイノシシのうち、 12ヶ月齢以下かつ体重30kg 以下のもの
2017年2月以降	感染区域内の中心部 (森林部分)	アクティブサーベイランスは 中止され、強化パッシブサー ベイランスに移行

表2 狩猟期間における野生イノシシのサーベイランス結果

	検査数（12ヶ月齢以下）	抗体陽性率
2014-15年	2,927頭	0.8%
2015-16年	1,868頭	0.3%

3. 総合評価

- (1) フランスにおいては、飼育豚及び野生イノシシを対象とした豚コレラ防疫対策が法規により定められており、豚コレラ発生時には当該法規に基づく対応が実施されている。
- (2) 当該3県を含むフランス全土においては、野生イノシシを含め、豚

コレラの発生を早期に摘発するための適切なサーベイランスが実施されている。

- (3) サーベイランスの結果、飼養豚での発生例は 2002 年 4 月を最後に、野生イノシシでの発生例は 2007 年 5 月を最後に、当該 3 県を含めた同国全土で本病の発生は確認されていない。
- (4) 野生イノシシにおける本病対策として、感染区域においてベイトワクチンを 2004 年 12 月から投与していたが、2010 年 7 月を最後に、投与を中止している。
- (5) 2010 年 7 月にワクチンを中止して以降、同国における野生イノシシにおける抗体陽性率は顕著に減少してきている。ワクチン終了後においても確認されている抗体陽性事例については、フランス当局の集中的なサーベイランスの結果、これら抗体陽性事例の原因はベイトワクチンを繰り返し摂取している母イノシシからの移行抗体の可能性が高いことを示すものであり、この見解は妥当だと考えられる。
- (6) 以上のことを踏まえると、ムールト・エ・モゼール県、モゼール県及びバラン県を豚コレラ清浄地域として認定し、当該 3 県を含めた同国全土からの生鮮豚肉の輸入を認めて差し支えないと考えられる。
- (7) なお、今後、野生イノシシにおいて、抗体のみ陽性の事例が確認された場合であっても、同国から提供される情報に基づき、新たにウイルスが感染したものではない、すなわち野外においてウイルスが循環している可能性がないと考えられる場合には、生鮮豚肉の輸入を継続できることとしたい。

以上

- ① アルデンヌ県 : 2006年5月に非清浄県→清浄県と認定
- ② ムーズ県
- ③ ムールト・エ・モゼール県
- ④ モゼール県 : 飼養豚最終発生(2002年4月)
- ⑤ バラン県 : 野生イノシシの最終発生(2007年5月)

